雇用契約書及び雇用条件書

1. 雇用契約

A • B • C • D • E • F

実習実施者	(住所:)_	(以下「甲」という。) と
技能実習生(候補者	音を含む。)	(以下	「乙」という。) は、
	‡」に記載された内容に従レ		
, <u> </u>		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, - 0
	「在留資格「技能実習1号」 「る時点をもって効力を生じ		て、技能等に係る業務に
)雇用契約期間 (雇用契約の その入国日に伴って変更され		の入国日が入国予定日と
なお、乙が何らかの)事由で在留資格を喪失した	た時点で、本雇用契約	的は終了するものとする。
本書は2部作成し、	甲乙それぞれが保有するも	っのとする。	
2. 雇用条件			
I. 雇用契約期間			
1. 雇用契約期間			
	· · · 年 月 日)	入国予定日	年 月 日
2. 契約の更新の有無			
□ 契約の更新はしない	□ 原則として更新する		
※ 会社の経営状況が著し	く悪化した場合等には、契約を更新しない場	湯合 がある。	
3. 更新上限の有無			
□ 無 □ 有 (更新	所 回まで / 通算契約期間 年	まで)	
Ⅱ. 就業(技能実習)の場所			
	ᄬᄼᆓᇎᆝᆽᇉᄼᅩᆢᅩᇸᄱᄱᆇᇎᇛᇿᆂᆄ	(変更の範囲)	
	祭に変更する場合には、軽微変更届出書を提 がな業との内容	計出する必要があることにこ留意	(くたさい。)
Ⅲ. 従事すべき業務(職種及び	YF来/OPY谷		
		(変更の範囲)	
(従事すべき必須・関連・周辺業績	努の各作業の内容を実際に変更する場合には	(2222)==/	
IV. 労働時間等			
1. 始業・終業の時刻等			
(1) 始業 (時 分	(時 分)	(1日の所定労働時間類	数 時間 分)

(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】	
□ 変形労働時間制:() 単位の変形労働時間制	
※ 1年単位の変形労働時間制を採用している場合には、母国語併記の年間カレンダーの写し及び労働基準監督署へ届け出た変	形労働時間制に
関する協定書の写しを添付する。	
□ 交代制として、次の勤務時間の組合せによる。	
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)	
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)	
始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日 、1日の所定労働時間 時間 分)	
2. 休憩時間 () 分	
3. 1 か月の所定労働時間数 時間 分 (年間総所定労働時間数 時間)	
4. 年間総所定労働日数 (1年目 日、2年目 日、3年目 日)	
5. 所定時間外労働の有無 □ 有 □ 無	
○詳細は、就業規則 第 条~第 条、第 条~第 条、第	条~第 条
V. 休日	
・定例日:毎週 曜日、日本の国民の祝日、その他(年間合計休日日数	目)
・非定例日:週・月当たり 日、その他()	
○詳細は、就業規則 第 条~第 条、第	条~第 条
VI. 休暇	
1. 年次有給休暇 6 か月継続勤務した場合→ 日	
	3
2. その他の休暇 有給(無給(無給()	
	条~第 条
VII. 賃金	
1. 基本賃金 □ 月給(円) □ 日給(円) □ 時間給(円)
※月給・日給の場合の1時間当たりの金額(円) 	
※日給・時給の場合の1か月当たりの金額(円)	
2. 諸手当(時間外労働の割増賃金は除く) 	
() (工以 日 田 /司 本十)	,
(a) (手当 月 円/計算方法: (b) (手当 月 円/計算方法:)
	,
(c) (手当 月 円/計算方法:)
(d) (手当 月 円/計算方法: 3.1か月当たりの支払い概算額(1+2) 約(円)) (∧∌L)
	(合計)
4. 労使協定に基づき賃金支払時に控除する項目 □ 無 □ 有 (4)	m)
(a) 税 金 (約 (b) 社会保険料・労働保険料等 各種保険料 (約	円)
	, -,
(c) 食費·居住費 (約	円)
(d) その他() (適宜欄を追加し、内訳及び内訳ごとの金額を明らかにすること)	ш)
(約	円) (合計)
<u>5. 手取り支給額(3-4)</u> <u>約(</u>	(合計)
5. 手取り支給額(3-4) 約(円) ※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金	(合計)
5. 手取り支給額(3-4) 約(円) ※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金 6. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率	(合計)
5. 手取り支給額(3-4) 約(円) ※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金 6. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 (a) 所定時間外 法定超月60時間以内 ()%、法定超月60時間超 ()%	(合計)
5. 手取り支給額 (3-4) 約 (円) ※欠勤等がない場合であって、時間外労働の割増賃金6. 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率	(合計)

7. 賃金締切日 □ 毎月 日、□ 毎	:月	日						
8. 賃金支払日 □ 毎月 日、 □ 毎	:月	目						
9. 賃金支払方法 □ 通貨払(現実に支払われ	た額を確	認することか	ぶできる	方法による		口座振边	込み	
10. 昇給 口 有(昇給時期、昇給の考	え方).	. 🗆	無
11. 賞与 口 有(支給時期、賞与額の	考え方).	. 🗆	無
12. 退職金 □ 有(支給時期、退職金の	考え方).	. 🗆	無
13. 休業手当 口 有(率)			
VIII. 退職に関する事項								
1. 自己都合退職の手続(退職する日前に	社長・工	場長等に届け	ること)				
2. 解雇の事由及び手続								
解雇は、やむを得ない事由がある場合に限り少	なくとも	30日前に予告	をする	か、又は30	日分以上の	平均賃金を	支払っ	て解雇す
る。技能実習生の責めに帰すべき事由に基づいて	解雇する	5場合には、月	听轄労賃	基準監督署	長の認定を	受けること	とにより	予告も平
均賃金の支払も行わず即時解雇されることもあり	得る。							
		○詳細は	は、就業	類則 第	条~第	条、第	条~	~第 条
IX. 宿泊施設に関する事項								
1. 名称等 名称 () 形態	≨□寮	(寄宿舎)□	賃貸住?	宅 □ その	他()		
2. 所在地(〒 –)					(電話	_	_)
3. 規模 面積 (m²)、収容人員 (人)、1	人当たり居室	(m²)				
4. 技能実習生の負担額()				
X. その他								
・社会保険・労働保険の加入状況(□ 厚生年金	、□ 国	民年金 、[〕健康的	保険 、□	国民健康保	険 、□	雇用保障	倹 、
□ 労災保険、□ その他())								
・雇入れ時の健康診断 年	月							
・初回の定期健康診断 年	月	(その後		ごとに実施)	1			
・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口								
部署名 担当者職氏名			(連絡	先)		
以上のほかは、当社就業規則による。就業規則を確認	できる場	所や方法()
			左	丰	月		日	締結
∃			乙					
•			<u> </u>					
(実習実施者名・代表者役職名・氏名	• 捺印)		(技能実習	生の署名	(1)		